こどもまんなか
こども家庭庁

都道府県社会的養育推進計画（後期）における資源の整備目標等の策定事項数一覧について

○都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、65の事項について資源の整備目標等を設定することとしており、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が策定した都道府県社会的養育推進計画（後期）における策定事項数は以下のとおりとなっている。

自治体名	策定事項数	自治体名	策定事項数	自治体名	策定事項数	自治体名	策定事項数
北海道	20	岐阜県	62	佐賀県	61	堺市	51
青森県	62	静岡県	64	長崎県	39	神戸市	14
岩手県	59	愛知県	37	熊本県	26	岡山市	43
宮城県	62	三重県	50	大分県	65	広島市	23
秋田県	54	滋賀県	8	宮崎県	48	北九州市	46
山形県	52	京都府	55	鹿児島県	14	福岡市	47
福島県	45	大阪府	34	沖縄県	53	熊本市	26
茨城県	9	兵庫県	35	札幌市	18	港区	17
栃木県	46	奈良県	63	仙台市	53	世田谷区	50
群馬県	53	和歌山県	34	さいたま市	9	中野区	20
埼玉県	9	鳥取県	未策定	千葉市	9	豊島区	50
千葉県	9	島根県	64	横浜市	40	荒川区	7
東京都	20	岡山県	43	川崎市	41	板橋区	39
神奈川県	45	広島県	23	相模原市	48	葛飾区	20
新潟県	61	山口県	58	新潟市	61	江戸川区	42
富山県	60	徳島県	56	静岡市	64	横須賀市	47
石川県	59	香川県	65	浜松市	61	金沢市	59
福井県	45	愛媛県	55	名古屋市	51	豊中市	2
山梨県	50	高知県	63	京都市	60	明石市	46
長野県	55	福岡県	48	大阪市	60	奈良市	36

※鳥取県は、令和７年7月31日現在策定中のため「未策定」と表示している。
※策定要領で、資源の整備目標等を設定することとしている事項のうち、「(12)障害児入所施設における支援」に関する事項については、令和11年度末における整備目標まで記載することとしていないことから「資源等に関する地域の現状」に係る事項としている。

都道府県社会的養育推進計画（後期）に基づく取組の推進について

○　都道府県、指定都市及び児童相談所設置市においては、策定した都道府県社会的養育推進計画（後期）に基づき、今年度から具体的な取組みを進めていただいている。

○　策定要領において、「各都道府県においては、計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し」、「明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にＰＤＣＡサイクルを運用する必要がある」と規定しており、**取組を進める中で、課題等を克服しながら、計画の着実な実施を図るとともに、必要な計画の見直しも検討いただくこととしている。**

○　また、策定要領において、「国においては、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、評価のための指標等を取りまとめて、有識者の合議体等において分析・評価を行い、公表するとともに、必要な支援策を検討する。」と規定しており、**資源の整備状況について、計画の見直し状況も含め、毎年度調査を実施し、取りまとめた結果を公表することとしている。**